ア31合か(ア31合か)とは									
管理 番号 区分	分野	. 提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等) 根拠法令等	制度の所管 ・関係府省 団体名	その他 (特記事項)		回答欄(各府省)
1 B 地方に対する規制緩和		もに係る保育認 定基準の明確 化等	就学児の認定区分について、自営業(特に農家)の子どもの認定に際しての全国(特に農家等の自営業者が多い地域)の事例周	当村は、自営業(農家)の方が多く、保育の必要量の認定に際し、就労により「家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの」として保育認定を行う判断に苦慮している。当村としても、不公平感のないよう留意しつつ認定で作業を行っているが、農家の作業時期や就労環境によっては、自宅に保護者がいる場合もあり、他の保護者から、保育所に通わせるのはおかしいのでは、といった問合せが寄せられることがある。		内閣府、厚生労働省		南あわじ市、徳 島市、松山市、 八幡浜市	六十四時間までの範囲内で月を単位に市町村が定める時間以上労働することを常態とすること、と規定されており、この要件に該当すれば保育の必要性が認定されることとなる。就労の形態については、「居宅外での労働のほか、居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること(自営業、在宅勤務等)も対象とするものである」ことを、「子ども・子育て支援法に基づく支給認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について」においてお示ししている。なお、利用調整にあたっても、「多様な働き方に応じた保育所等の利用調整等に係る取扱いについて」において居宅内での労働か、居宅外での労働かという点のみをもって一律に点数に差異を設けることは望ましくないことなどをお示ししているところである。
8 おおに対する規制緩和 医療 地方に対する 規制緩和		対する訪問看護 の適用範囲の	範囲について、必要に応じて「居 宅」以外の保育所や学校等を訪 問先として認める。	医療的ケア児の受け入れに関する相談は、年々増加しているが、看護師を配置し、かつ医療的ケアに対応できる施設は少ない。 当市の保育所等では、主治医の「保育所等での集団生活が可能」の判断があれば、受け入れ可能性である。しかに看護師配置等の条件に対応することが困難な状況から、保護者が付き添い、医療的ケアを行っているケースがあり、保護権の負担が大きい。 医療的ケア児の保護者が就労を希望しても、医療的ケアがあるため保育所等に関けることが難しく、職場復帰できない等、保護者の就労に影響があるところ、保育所等での医療的ケアに対する訪問看護の利用については、健康保険法上、訪問先が「居宅」に限定されていることから、実質的にその利用が制限されている。	医療的ケア児の受入が促進され、多様な需要に対応できる。 医療的ケア児の保護者の負担を軽減し、働きやすくすることができ 88条	内閣   「		京都市、南あわ し市、鳥取県、 米子市、山陽小 野田市、八幡浜 市、佐世保市、 大分県、宮崎 県、宮崎市 一、「大分県、宮崎 県、宮崎市 一、「大分県、宮崎 県、宮崎市 一、「大分県、宮崎 県、宮崎市 一、「大分県、宮崎 県、宮崎市 一、「大分県、宮崎 県、宮崎市 一、「大分県、宮崎 県、宮崎市 一、「大分県、宮崎 県、宮崎市 一、「大分県、宮崎 県、宮崎市 一、「大分県、宮崎 県、宮崎市 一、「大会社	は、現在行っているモデル事業等の状況を踏まえて、検討することが必要であると考える。 具体的には、医療的ケア児が保育所等へ通うことを支援するために、例えば保育所においては「医療的ケア児保育支援モデル事業」により保育所等における看護師の配置を推進しているところであり、学校においては「教育支援体制整備事業費補助金(切れ目ない支援体制整備充実事業)」により小・中学校への看護師配置や幼稚園の巡回に要する経費の一部を補助している。医療的ケア児の支援については、保育所等への受入れも含め、医療、福祉、障害、教育等の分野が一体的に検討を行う必要があることから、文部科学省及び厚生労働省の関係部局により構成される「教育・福祉の連携・協力推進協議会」の下に「医療的ケア児への支援における多分野の連携強化WG」を設置し検討を進めているところである。保育所等における医療的ケア児の支援の適切な在り方についても、現行の支援策を含め、引き続き当該WGにおいて議論を深めてまいりたい。なお、我が国の公的医療保険制度は、被保険者の疾病又は負傷により居宅において議論を深めてまいりたい。なお、我が国の公的医療保険制度は、被保険者の疾病又は負傷により居宅において継続して療養を受ける状態にある者であって主治医が訪問看護の必要性を認めたものが給付の対象とすることは健康保険法等の想定するところではない。特に、医療保険の対象である居宅における訪問看護のよころではない。特に、医療保険の対象である居宅における訪問看護のよことない。特に、医療保険の対象である時間の状態に合わせて行う医療的ケアの実施については、サービス提供の目的、提供に係る時間や費用、提供する場の状況、提供者の担うべき役割といった観点から訪問看護になじむのかといった課題がある。さらに、同時に当該保育所等に在籍する複数の児への対応が求められる場合には、1対1の個別のサービスを提供する訪問看護の性格になじまず、医療保険給付の安全かつ効率的な実施に資さないと考えられる。さらに、保険者等の大きな財政負担や児の保護者の新たな財政負担を伴うものであることから、医療保険の訪問看護の給付範囲の拡大を前提とすることは困難である。
23 B 地方に対する規制緩和 医療		育事業の確認 の効力の拡大	様に、特定地域型保育事業の確認の効力が全国に及ぶよう制度の改正を求める。	一般的であり、それに伴って地域型保育事業についても、居住する市町村の 区域外での利用が一般的に行われている。 現行では、地域型保育事業の確認の効力が確認を行う市町村の区域に限定 されていることから、広域的な利用を行う場合には、他自治体との同意を得る 必要がある。そのため、本市で事業所内保育を実施している事業所に、本市 以外に居住している従業員で事業所内保育を利用している人が複数人いた	用しやすい地域型保育事業をめざす。 なお、広域利用の場合は、他市町村に利用調整を依頼することに なるため、住民が利用している施設は容易に把握でき、給付を支 なう場合には、必ず事業者または市町村から請求があるため、支 合漏れ等が起こることはないため、特定地域型保育事業者の確認 の効力を全国に及ぶこととしたとしても、制度上新たな支障は生じ 子ども・子育て支援新	で 動省 域 に こ 、 制 最		本市 〇広域利用の場合、少人数の児童のためでも、施設要件を確認する手続きが必要になるため、園に対する事務負担は増大する。	じて生じているニーズにきめ細かく個別に対応する性格のものであり、広域的な利用を念頭に置いていないことから、地域型保育事業者の確認に係る効力については、当該確認をする市町村長がその長である市町村の区域に住所を有する者に限られている。これにより、事業所の所在地市町村の域外の住民が利用する場合に、市町村の調整等が行われることが制度的に担保されている。ご提案については、このような地域型保育事業の本来の趣旨を十分に踏まえて、慎重に検討すべきと考えている。なお、本規定に基づき必要な手続については、「子ども・子育て支援新制度における事業所内保育事業所の運用上の取扱いについて」等により、従来から事務の簡素化を図ってきたところである。

	提案区分										<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
管理 番号	理	— 提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管 ・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	団体名	支障事例	回答欄(各府省)
26	日 地方に対する規制緩和	認容する場合に おける地方自治 法に基づく議会 への諮問手続	229条第2項、第231条の3第7項、第238条の7第2項、第243第の2第11項及び第244条の4第2項の各規定に、改正行政不服審査法で規定された第三者機関への諮問が省略できる旨の規定に倣って、議会への諮問の例外として、「審査請求が不適法であり、却下する場合」に加え、「申請に対する処分に関する審査請求	図 改正行政不服審査法では、処分に関する審査請求を全部認容する場合は、 ○ 行政不服審査会等への諮問を省略できる旨の規定となっているが、地方自 ○ 治法に基づき議会への諮問を要する審査請求については、行政不服審査法	済が図られる。 また、保育料決定処分に係る審査請求に限って言えば、公立・私 立の保育所の違いによって審査請求人が裁決を得る時期の不均	2項、第229条第2項、第 231条の3第7項、第238		関市		市、高松市、宮 崎市	うとする者が萎縮してしまうこととなる。	頃、第243条の2第11項及び第244条の4第2項においては、審査請求があった場
27	日 地方に対する規制緩和 その他	保管に係る費用の徴収・収納事務の私人委託	保進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」を根拠として行う自転車の撤去及び保管に係る費用の徴収・収・収・収・収・収・収・収・収・収・収・収・収・収・収・収・収・収・収・	当該費用については、地方自治法施行令第158条第1項第2号に規定されている「手数料」に該当するか否かが不明確であり、同条に基づいて私人に徴収・収納の事務を委託することができない。このため、自転車の保管・返還業務を私人に委託しているにも関わらず、徴収・収納事務のみ市職員が実施しなければならず、非効率である。	託することができることにより、自転車の保管・返還業務とともに徴収・収納業務も私人が実施可能となり、効率的な業務委託を実現できる。	促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に 車対策の総合的推進に 関する法律 ・地方自治法施行令第 158条					○当市では撤去・保管に係る費用の徴収・収納事務は直営で行っている。提案のように徴収・収納業務も私人が実施可能となれば、当市でも効率的な業務委託を実現できると考える。	〇自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和55年法律第87号)(以下、「自転車法」という。)第6条は、同条第1項の条例で定めるところによる放置自転車等の撤去及び同項から第3項までの規定による自転車等の保管、公示、自転車等の売却その他の措置に要した費用の徴収・収納について、私人への委託を禁止する規定ではないものと承知。 〇地方公共団体の収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合、自転車法第6条第5項の費用の徴収・収納事務について、私人に委託することは、公金取り扱いに関し適性を欠く恐れはないものと思料。 「総務省】 本件については、「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」に基づく自転車の撤去及び保管に係る費用が地方自治法施行令第158条第1項各号に規定する歳入に該当するか否かについて、自転車の撤去及び保管に係る制度の所管省庁において判断されるものである。
30	おお   と   で   は   は   は   は   は   は   は   は   は	設整備交付金 等のスケジュー	び保育所等施設整備交付金の	を 認定こども園施設整備交付金は文科省、保育所等施設整備交付金は厚労省から保育所等の整備に係る費用の一部を補助するが、国からの資金交付が生度末であるため、当該費用について事業者が立替え払いする必要がある。施設整備等に係る経費は事業者にとって負担が大きく、立替え払いは資金繰りの負担となっている。このことが事業参入や事業拡大の障壁となり、創設や増築等必要な施設整備が進まない原因となっている。また、両省は範例を理由に内示後に事業着手して良いこととしているが、整備事業を年度繰越する際、内示後から交付決定前の事由(地元との協議等)による年度繰越は財務省が認めていないため、繰越事由に苦慮している。	設整備等が事業者の資金繰りに与える影響を低減することができるとともに、適正な事務の執行が図られる。		学省、厚生労働省	<b>戊</b> 宗	T   Z   J   1	市、高槻市、高槻市、高槻市、島では島では島では、東、市、東、市、東京・東京・大学県・大学・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	〇内示後、交付決定前の事業着手が認められているので、事業着手後の不測の事由であれば、それが交付決定前であるから繰越理由にならないというのは不合理である。繰越が困難であるため、事業規模によっては、工期において事業者に多大な負担を強いることになっている。交付決定の早期化(内示日と同日とする等の運用も含む)が必要であるとともに、内示についても、遅滞なく年度当初に示されることを求める。	内示スケジュールを前年度中に示し、かつ、複数回の内示を行い、各市区町村における整備計画に合わせた対応が可能となるよう取り組んでいるところである。また、交付決定についても内示日から交付決定までを迅速に行えるよう取り組んでいるところである。 資金交付については、認定こども園施設整備交付金においては年度途中に概算払いを行っているところであり、保育所等交付金においては年度途中に国庫の支払を希望する事業の確認を行い、希望があった際にはその都度支払手続を行っているとこ

提案[   管理	区分 T	上 提案事項	ポめる措置の具体的内容	   具体的な支障事例	制度改正による効果	根拠法令等	制度の所管 ・関係成分 団体名	その他		<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)> 	回答欄(各府省)
番号 区分	分野	(事項名)	7,00 0,112,00,111,00		(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)		・関係府省 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	(特記事項)	団体名	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
48		対する訪問看護	健康保険法の訪問看護の適用を記して、必要に応じて「原宅」以外の保育所等を訪問先として認める。	医療的ケア児の受入れに関する相談は、年々増加しているが、看護師を配置と、かつ医療的ケアに対応することは、看護師の確保や予算の関係上難しこい。 い。 健康保険法上、訪問看護サービスにおける看護師の訪問先は「居宅」に限定されており、保育所等への訪問には適用されないため、実質的にその利用が制限され、保育士等だけでの対応に限界がある中、医療的ケア児の受入れが進まず苦慮している。	医療的ケア児の受入体制が強化できる。	健康保険法第63条、第88条	内閣府、文部科学省		市、横流、横流、横流、横市、横流、横市、海の東京、東京、東京、市、東京、市、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、	○当市においては、提案団体同様の課題に対して、障害福祉部門において、「施設」在籍児童を対象に訪問看護師派遣事業を実施しており、全額公費負担している。保育対策総合支援事業費補助金の対象ではあるが、健康保険対象でないため、事業費の負担が大きく、予算確保に困難がある。保険対象となれば、支援対象の医療的ケア児数を拡大することができる。 ○入所施設が保険適用の範囲外であることから、保護者がケアに出向くことで入園しているが、保護者の負担が大きい。 ○小中学校での医療的ケア児の受入れに関する相談は年々増加しているが、看護師を配置し、かつ医療的ケアに対応することは、看護師の確保や予算の関係上、保護者の要望にすべて応えることが困難な状況である。健康保険法上、訪問看護サービスにおける看護師の訪問先は「居宅」に限定されており、学校等への訪問には適用されないため、実質的にその利用が制限されている。そのため、教員等だけでの対応ができない事例でなおかつ看護の中でも専門的スキルが必要とされる事例(人工呼吸器装着時の吸引等)については、市独自で訪問看護ステーションと契約を結び対応してはいるが、国の補助事業は費用の3分の1のみの補助であり、市の負担が大きい。○当市においても医療的ケアを必要とする入園ニーズは高まっているが、園に常駐する看護師は不足しており、早朝・延長の対応も課題となっている。そのため、園への訪問看護は必要と考える。 ○医療的ケア児に対応できる施設は、当県でも少ない状況にあり、訪問看護ステーションの適用範囲の拡大は、医療的ケア児の受入促進につながるものと思料される。 ○国・ア児に対応できる施設は、当県でも少ない状況にあり、訪問看護ステーションの適用範囲の拡大は、医療的ケア児の受入促進につながるものと思料される。 ○児童発達支援や放課後等デイサービスでは、看護師を配置することに対する加算制度があるが、看護師の確保が難しいだけでなく医療行為に対する責任やリスクなどから、多くの事業所で配置が進んでいない状況である。訪問看護先に保育所や学校のほか、障害児通所支援事業所を認めることで、医療的ケアルとその保護者が望む地域・事業所において主治医の指示書のもと、日頃から医療行為を行つている看護師による医療的ケアを受けることが可能となる。 ○訪問看護が居宅に限られており、保育所等への訪問ができないことにより、近隣の医院に医療的ケアの必要な児童をつれて行き、処	は、現在行っているモデル事業等の状況を踏まえて、検討することが必要であると考える。 具体的には、医療的ケア児が保育所等へ通うことを支援するために、例えば保育所においては「医療的ケア児保育支援モデル事業」により保育所等における看護師の配置を推進しているところであり、学校においては「教育支援体制整備事業費補助金(切れ目ない支援体制整備充実事業)」により小・中学校への看護師配置や幼稚園の巡回に要する経費の一部を補助している。医療的ケア児の支援については、保育所等への受入れも含め、医療、福祉、障害、教育等の分野が一体体的に検討を行う必要があることから、文部科学省及び厚生労働省の関係部局により構成される「教育・福祉の連携・協力推進協議会」の下に「医療的ケア児への支援における多分野の連携強化WG」を設置し検討を進めているところである。保育所等における医療的ケア児の支援の適切な在り方についても、現行の支援策を含め、引き続き当該WGにおいて議論を深めてまいりたい。なお、我が国の公的医療保険制度は、被保険者の疾病又は負傷に対する治療を保険給付の対象としており、訪問看護については、疾病又は負傷により居宅において継続して療養を受ける状態にある者であって主治医が訪問看護の必要性を認めたものが給付の対象であることから、居宅以外の場所における医療的ケアを公的医療保険制度の給付対象とすることは健康保険法等の想定するところではない。特に、医療保険の対象である居宅における訪問看護の、1回の訪問につき30分から1時間30分程度を標準とし、原等で児の状態に合わせて行う医療的ケアの実施については、サービス提供の目的、提供に係る時間や費用、提供する場の状況、提供者の担うべき役割といった観点から訪問看護になじむのかといった課題がある。さらに、同時に当該保育所等に在籍する複数の児への対応が求められる場合には、1対1の個別のサービスを提供する訪問看護の性格になじまず、医療保険給付の安全かつ効率的な実施に資さないと考えられる。
51 B 地方に対する規制緩和		交付金地方創 生移住支援事	現政策パッケージ」に基づき創設 された地方創生推進交付金(移住・起業・就業タイプ)のうち、地方創生移住支援事業について、	地方創生移住支援事業の事業主体は都道府県と市町村の両方とされ、財政負担割合は国1/2、都道府県1/4、市町村1/4とされている。このため、県が管内全市町の移住支援金の給付要望人数に応じて事業を行うことは、県の財政負担が大きく、厳しい財政状況の下では困難であり、当該制度を活用して移住支援に取り組もうとする市町を支援しきれないことになる。また、広域行政を担う県と住民との距離が近い市町とではそもそも役割が異なることから、施策の優先順位や財政措置に自ずと差異が生じるため、積極的に本事業を実施したい市町は、県との考え方が違うことにより本事業に申請できない場合がある。(なお、本県では令和元年度、移住支援金を給付する移住者の目標人数を5人(世帯)に設定し、求人対象企業を平成30年7月豪雨災害で被害が特に大きかった3市に事業所が存在する企業としている。)	るようになれば、県の財政状況等に影響を受けることなく市町村7 主体的に移住支援事業に取り組むことができる。		県、徳島県、 八幡浜市、西 条市、伊予 市、西予市、 東温市、久乃 高原町、松前			○財政的な理由のみで市町村独自の取組みを制限する理由はなく、制度改正の必要性を感じる。	地方創生移住支援事業については、単なる移住を支援するものではなく、移住して地域経済への波及効果等の観点から重要な法人へ就業することを支援するものである。このため、当該法人を選定し、当該法人の求人情報を東京圏の移住希望者に提供するためのマッチングサイトを構築・運用する、マッチング支援事業(事業主体:都道府県)と連携して実施することとしている。このような法人の選定、マッチングサイトの構築・運用との連携といった仕組みを踏まえれば、地方創生移住支援事業については、市町村が単独で取り組む方が、効率的かつ効果的であり、政策意図の徹底も図られると考えている。なお、御指摘の財政負担については、現行の事務連絡(※)において、地方分の財政負担割合を「原則として」都道府県1/4・市町村1/4としつつも、地域の実情等に応じて変更することを可能としている。このため、都道府県の財政負担割合を減らし、市町村の財政負担割合を増やすことも可能である。※平成30年12月21日付内閣府地方創生推進事務局事務連絡「2019年度地方創生推進交付金(移住・起業・就業タイプに係る実施計画等の作成及び提出について」の別添1ー1「移住支援事業・マッチング支援事業について」のIの1において、「財政負担割合は、国1/2とし、地方分は、原則として、移住支援金、移住支援金の支給に係る事務経費のいずれについても、都道府県1/4、市町村1/4とする。」と記載している。また、上記の地方負担分の考え方については、趣旨を明確化する観点から、事務連絡により各都道府県に周知することとする。

内閣府(内閣府と関係府省と <sub></sub>	207回で調金で1.	」)(技术)										<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
番号	是案事項 (事項名) 求める指	措置の具体的内容	   具体的な支障事例		制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政	政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管 ・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	田井石		回答欄(各府省)
る規制緩和 定ことる制度	ども園に係 制度及び施度及び施設 閣府への一 の所管の	設整備の所管の内 ·元化を求める。	制度の所管は内閣府だが、施設の整備については、国相当部分に分けて、それぞれ厚労省と文科省に申著と自治体の双方に相当の事務負担が生じている。特に倉室や十八などの共用部分については、便計算を行っており、領籍をの簡素化を求める(申請窓口の一元化等事務手続きの簡素化を求める	申請する必要があり、事業 幼 一 宜上、定員等による按分 正 の	〕稚園相当部分の区分をなくし、窓口を一本化す ・の内容で2か所に協議・申請する手間や、煩雑	けることにより、同 3 誰な按分計算、修 え	3、保育所等整備交付金交付要綱、認定子ども園	学省、厚生労働 省	島市		県わ市知豊市阪茨市宮市島高市本宮市事においています。「東京では、大き、県田、市木、市、市知、市崎、会島、潟豊、阪高、庫南取愛、村大、州県須県橋京府槻和県あ県媛佐市分鹿地、賀、市都、市泉、わ、県世、県児方、	应数整備にかかる基準を必要制金の製産が及れ、保育所相当部分と動機関も部分でそれぞれ分かれていることにより、積板 会計者で申収などの申取が経過にかっている。 の経験質の間はは百分の主教が経過にかっている。 の公園機の間はは100つ本程によりで最多がありま物の収削になる。室の上へ木にすることによりま形の効率化が開始される。 の立即性に利用でするを支がありま物の収削には、対すないとより、海門が存金がありまかが開きれた。 しているか、かが出る場合と表別には、対すないとより、海門が存金がありまかが開きれた。 の区の整備には100つ本程によりまた。 の区の数を関いている。保育所の場合との必要制度制度が出ていた。では、実施である。そのため、一本化での事情技術と名を表別した。 の区の数を関いている。保育所は実際がありま物を対象を対象を対象により、対するが対象にないでは、実施では、対象に対象にないでは、 の区の数を関いている。保育所は実際がありの場合との対象に対象の事力が目が表している。また、平元の中間において効理関係が自然と関われて スインシェールが思うからままをことは存むの変力に関めの事力を目的なとている。また、平元の中間において効理関係が自然と関われて はいるなった。 はいるないるなった。 はいるないるないるないるないるないるないるないるないるない。 はいるないるないるないるないるないるないるないるないるない。 はいるないるないるないるないるないるないるないるないるないるないるないるないるない	- 事業募集や内示時期の統一化・事前周知の徹底 ・協議様式の統一化 ・補助対象経費における、幼保の按分方法の明示化 等により、事務負担の軽減に回いて関係府省と連携を図っていく。
る規制緩和 安全 の被領 準運列 ける派	選書認定基 運用指針に 開指針にお 判定方法の 混構造住家 別定方法の	おける混構造住家の明確化を求める。	地震による住家の被害認定について、災害に係る住 指針で判定方法が定められており、住家の構造につ 造"(鉄骨造又は鉄筋コンクリート造)の2種類が定義 が鉄筋コンクリート造、2階が木造などの"混構造"にい。 平成30年北海道胆振東部地震において苫小牧市が 査では、"混構造"の住家が6件あったが、判定の出 から対応に苦慮したところである。"混構造"の判定方 道庁にヒアリングを行い、課内協議を経て判定方法を の住家より5日程度多く日数を要した。"混構造"の住 されていないため、市町村ごとで判定方法が異なる。 より、半壊か半壊に至らないか等の判断が市町村に きが出ることが想定できる。公平かつ迅速に罹災証 構造"の住家における判定方法を明確化することが 構造"の住家における判定方法を明確化することが	たいては、"木造"と"非末 されている。しかし、1階 こついては定義されていな でついては定義されていな でつた住家被害認定調 に方が不立するため、通常 で決定したことから、通常化 を決定は判定方法が明確に できないである。これに できないである。これに できないである。これに できないでは、判定にバラつ にできない。 で、、 で、、 で、、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 である。 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、	でいている。そのできているでき、判定方法を統一	市町村ごとの判し、記事である。	災害に係る住家の被害認定基準運用指針	内閣府	小牧市		県、宇和島市、 熊本市	○混構造の住家については、災害に係る住家の被害認定基準運用指針で判定方法が定められておらず、市町村ごとの判定結果に差異が生じるおそれや、判定に時間を要することが想定される。混構造の住家については、多様な構造パターンがあることから木造及び非木造と同様の判定基準を設けることは難しいと想定されるが、各市町が判定を行うための一定の指針(例えば、主たる居住部分の構造により判定を行う、構造種別ごとに損害基準を算出し合計で判定するなど)は必要である。 ○平成30年7月豪雨の漢・当市においても約3,200件の罹災証明書の発行を行なった。その際、罹災証明書発行業務では、提案の"混構造"家屋の事案は該当が無かったが、発生が予想される南海トラフに起因する巨大地震が発生した場合、被害家屋は全市に渡るがめ、同様の事例が発生すると予想される。罹災証明書の発行業務を速やかに行なうために、"混構造"の住家における判定方法を明確付することは必要と考える。 ○当市でも、平成28年熊本地震において混構造の家屋の被害認定調査を実施しているが、運用指針に判定方法の定めがないため、原則は延べ床面積に占める割合が大きい構造の判定方法を採用し、状況に応じて内部で協議の上、判定を実施していた。水害のように局所的な被害であれば問題ないが、地震のように果方内広範囲とで被ぎ生する災害の場合、各自治体に判断を委ねられている部分については、事前に被災自治体間で判定方法を十分に協議しておかなければ、指摘にあるように自治体間で不均衡が生し被災者に不信を抱かせることとなる。運用指針に判定方法を明記することで被災自治体間の不均衡は是正されると思われるが、被害認定調査が煩雑となるような改正は避け、より簡素な方法となることが望ましい。	る構造に基づいて調査・判定することを地方公共団体に周知する。

	是案区分	- 提案事項	<b>北</b> 丛7世界の見仕始中宮	目 件 粉 4、 十 吨 亩 /叫	制度改正による効果	扣枷汁人签	制度の所管	団体名	その他		<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	<b>同</b> 体
番号 区分	分野	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	•関係府省	団体名	(特記事項)	団体名	支障事例	回答欄(各府省)
81 B 地方に交 る規制緩和	消防・防災・安全	団体の支出方 法に災害時にお ける立替払いを	列挙されている普通地方公共団体の支出方法に災害時における 立替払いを追加することで、迅速	過去の大規模災害発生時に、庁舎が被災し、財務システムが使用不可となり、通常の会計処理が不可能となった。また、地域も被災し、行政活動に必要なガソリン等の購入について納入可能業者から緊急的に現金での購入の必要に迫られた。しかし、購入するための現金が無い状況であり、資金前渡をしようにも金融機関も被災しているため、災害応急対策活動に支障が生じていた。南海トラフ地震や首都直下地震の切迫性が指摘される中、これらの地震による被害が想定されている当市にあっても具体的な災害応急対策を検討する上で、同様の事例への対応が検討の支障となっている。なお、常時金前渡のような方法では、いつ、どこで発生するか分からない災害に備えて職員が公金を常時携帯しておくことはできず、またインフラの寸断等により連絡が十分に取り合えない中で公金を配分することも、現実的でない。 【具体的な支障事例】・平成25年台風18号豪雨災害の対応において、床下浸水等の被害による衛生面を考慮した消毒薬の手配に苦慮した。・東日本大震災に係る災害対応において、津波に伴う公用車流出によるタクシー使用料や高速道路通行料、パンク修理等の手配に苦慮した。【制度改正の検討経緯】総務省にて、平成26年3月に「地方公共団体の財政制度の見直しに関する中間的な論点整理」がまとめられ、その中では、立替払による支出について、対象経費、限度額、要件等について検討する必要があるとされていた。しかし、平成27年12月に報告された「地方公共団体の財務制度の見直しに関する報告書」では、立替払についての項目については記載がない。	の向上が図られる。	地方自治法第232条の5	内閣府、総務省	下	別紙あり	市、多治見市、 大牟田市	〇当市においては、過去に災害等でシステムダウン等の支障をきたした事例はないが、昨今近隣市で発生した熊本地震や福岡県の朝倉 豪雨をみると、同様の大規模な災害等が起きてもおかしくない状況が予想される。	、予算がなくても、また予算配当があってもそれを超えて支出するおそれがあるた。 、予算執行の秩序を乱すことになることから制度として認められていない。また、 おいても立替払いは制度化されていない。 かしながら、提案にあるような災害時におけるケースの整理は必要と考えることが
94 B 地方に交る規制緩和	対す その他	推進交付金」の 市町村事業に 対する交付方法 の見直し	市町村事業については、希望調査や交付申請等のとりまとめはこれまで通り都道府県が行うとしても、県の予算計上を要すること	「地域女性活躍推進交付金」の市町村事業に対する交付金については、都道府県から交付することとされている。そのため、市町村の交付金活用希望を把握した上で、当初予算へ計上している。しかしながら、予算要求時点での市町村事業に係る交付金額を正確に把握することは難しく、また、年度途中に国から交付金の追加募集等があった場合、県においては補正予算等での対応となり、議会開催時期の制約から、迅速に対応することができない。		地域女性活躍推進交付金交付要綱第3、第17	内閣府	受知県		県、川崎市、福 井市、長野県、 大阪府、奈良県、鳥取県、山口県、愛媛県、 福岡県、宮崎県	○令和元年度予算では、県内の3市町が要求し、交付決定となった。県の予算要求のスケジュールに間に合うよう、市町村に照会を行い、内容のチェック等を実施して国に申請を行ったが、県の予算要求に合わせて内容の検討を実施する必要があるため、事業内容や交付金額の精査の期間が短くなる。また、間接交付となるため、県で要綱制定や予算計上(国負担10/10)、交付処理等を行う必要があるため、事務処理に時間がかかり、迅速に対応することができない。〇予算要求時点での市町村事業を把握することが難しく、また、年度中途での追加要望があった場合には、県において補正予算等での対応が必要となることから、議会開催時期の制約から、県の対応が難しい場合もある。○の地域女性活躍推進交付金(市町村事業)については、前年9月頃にある国の調査結果に基づき、翌年度の県予算に計上しているところ。しかしながら、年度途中に国から交付金の追加募集等があった場合、県においては補正予算等での対応が必要となり、議会を経ての計上となり迅速な対応は行えない。また最終的に実績報告等を経てからの、国からの交付金の支払いとなるため、一時的とは言え、県の立替払が生じている。○役出書類の内容について、国の担当者からの確認や指摘があった場合、県を経由してのやりとりになるため時間的ロスが発生してしまう。事業の実施が遅れる等の支障もあり、市が直接国へ手続きが行うことができるよう改善する必要があると考える。	2方公共団体からの提案を踏まえた対応について、現在関係部局との調整等を行いる。

には、「一」では、「一」では、「一」では、「これ」には、「これ、「これ」には、「これ、「これ」には、「これ、「これ」には、「これ、「これ」には、「これ、「これ、「これ、「これ、「これ、「これ、「これ、「これ、「これ、「これ			11ECIJ/IK/							
提案区分 管理 番号 区分	分野	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管 ・関係府省 団体名	その他 (特記事項)		回答欄(各府省)
112 B 地方に対する		設整備交付金 化	De計書類や申請窓口の一本との内示時期の統一	認定ことも関の新党政策に対する。		児童では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	内学省   大本		担目所は、秋日   諸母は自体にかから維持を持たや体験の受異定が出か、保育性性部的文化が開発したのである。であったが、一方のからから重な必要が必要は、 株 動画は、製品に、	- 事業募集や内示時期の統一化・事前周知の徹底 - ・協議様式の統一化 - ・補助対象経費における、幼保の按分方法の明示化 - 等により、事務負担の軽減を図ってきたところである。 - 今後も更なる事務負担の軽減に向けて関係府省と連携を図っていく。 - なお、内示時期については、統一した日付で行えるよう文部科学省と厚生労働省両省間で連携を図っている。 - 4 またと - 5 また。 - 6 また。 - 7 また。 - 7 また。 - 8 また。 - 8 また。 - 8 また。 - 9
117 B 地方に対する規制緩和	療•福祉	業の確認の効 に 力の制限の廃 型 止 研	こついて、特定教育・保育施設 型と同様、施設の所在市町村カ 雀認を行うことで無条件で全国	子ども・子育て支援法においては、児童が居住市町村外の地域型保育事業(小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業など)を利用するには、居住地の市町村が、事前に施設の所在市町村の同意を得たうえで、当該施設要件等の確認(法第43条)を行う必要がある。しかしながら、実際の利用決定は、それぞれの市町村の利用調整の担当者の間で調整し決定しており、利用の決定後、利用開始前までの間に、上記の同意や確認を行う必要があるが、利用決定を追認する形となり、形骸化している。本市及びその周辺の市町村においては、各市町村の区域を越えた通勤等が一般的であり、それに伴って地域型保育事業についても、居住する市町村の区域外での利用も行われていることから、同意や確認については事務的に煩雑であり、事業者や市町村の負担となっている。	減することができる。また、施設にとって、手続きの簡素化を図り、 利便性の向上が見込まれる。 なお、地域型保育事業の広域利用の手続きは、教育・保育施設と 同様に、居住地の市町村と施設所在の市町村間で行うものである ため、支給認定漏れや給付漏れといった新たな支障は生じないも のと考える。	条、43条 5	内閣府、厚生労場、不可以、一個の一個の一個の一個の一個の一個の一個の一個の一個の一個の一個の一個の一個の一		川崎市、豊田 市、池田市、吹 当市及びその周辺の市町では、各市町の区域を越えた通勤等が一般的であり、それに伴って地域型保育事業についても、居住する下田市、高槻市、東大 ことから、広域的な利用を行う場合には、他自治体との同意を得必要がある。当市は事業者の事務負担の軽減が議会質問等様々な形 版市、南あわじ、中語・観音を高して、要望されており、通知による簡便な方法を実施しているが、各市町と関整の上、同意を不要とする旨の同意書を作成し、確認 市、米子市、広 島市、松山市、 熊本市 の広域利用の場合と、少生されており、通知による簡便な方法を実施しているが、各市町と開整の上、同意を不要とする旨の同意書を作成し、確認 市、米子市、広 島市、松山市、病・た般・子・子育で支援法の改正があり、「特定子ども・子育で支援施設等の確認」が追加されたが、これに関して他自治体の同意 の必要性が無く理解に苦しんでいる。 の広域利用の場合、少人数の児童のためでも、施設要件を確認する手続きが必要になるため、園に対する事務負担は増大する。 〇山城利用の場合は、他市町村に利用調整を依頼することになるため、住民が利用している施設は容易に把握でき、絵付を支払う場合には、必ず事業者または市町村から請求があるため、支給漏れ等が起こることはないため、特定地域型保育事業の確認の効力を全に及ぶこととしたとしても、制度上新たな支障は生じないものと考える。また、利用の決定後、利用開始前までの間に、同意や確認の対力を全に及ぶこととしたとしても、制度上新たな支障は生じないものと考える。また、利用の決定後、利用開始前までの間に、同意や確認の対力を全に及ぶこととしたとしても、制度上新たな支障は生じないものと考える。また、利用の決定後、利用開始前までの間に、同意や確認の対力を全に及ぶこととしても、制度上新たな支障は生じないものと考える。また、利用の決定後、利用開始前までの間に、同意や確認を行う必要があるが、実際にはその期間での確認を行うとは困難で利用決定を追認する形となり、非核化している。 ○事業所内保育事業に係る確認については、いわゆる「みなは確認」等により手続きが簡略化されているものの、当市においても一定数の件数が発生しており、また事業所への説明や書類提出と使すす業とありた場合には事務負担の増加につながっている。特定教育保育施設と特定地域型保育事業における確認の性質が異なることは理解しているが、確認の効力が全国に及ぶこととなった場合には事務の効率化に寄与するものと考える。 ○特定教育・保育施設と特定地域型保育事業で確認の効力の範囲に差を設ける必要性があると感じたことがなく、事務負担の軽減の利点から見直とお願いたい。 ○形なしているが、発売しているが、確認の対力を関すると感じないましているが、では、表情に表情に表情に表情に表情に表情に表情に表情に表情に表情に表情に表情に表情に表	じて生じているニーズにきめ細かく個別に対応する性格のものであり、広域的な利用を念頭に置いていないことから、地域型保育事業者の確認に係る効力については、当該確認をする市町村長がその長である市町村の区域に住所を有する者に限られている。これにより、事業所の所在地市町村の域外の住民が利用する場合に、市町村の調整等が行われることが制度的に担保されている。ご提案については、このような地域型保育事業の本来の趣旨を十分に踏まえて、慎重に検討すべきと考えている。なお、本規定に基づき必要な手続については、「子ども・子育て支援新制度における事業所内保育事業所の運用上の取扱いについて」等により、従来から事務の簡素化を図ってきたところである。

1 3				`調 <b>登を</b> 仃フ掟 <i>条)</i> 								
管 <sup>3</sup> 番 <sup>4</sup>	提案	区分	. 提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管 ・関係府省 団体名	その他 (特記事項)	<b>中</b> 比点	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	回答欄(各府省)
140	区分       B 規制       する		定こども園の整	設整備に関する所管や制度、原 源の内閣府への一元化 ②間接補助となっている文科省 分の補助金について、保育の	施 一つの施設を整備するに当たって、厚生労働省と文部科学省それぞれに事は財 前協議や交付申請を行う必要があり、別々に修正等の指示があるため、厚生労 労働省からの間流にもり、変形料学名でいる。 また、文部科学名の予算が不足し、平成29年度にはお市町5施設で事業費 (で3) 1739千円に内示経を拒絶された一方、厚生労働金の交付金は協議した。新額で内系をおれていることによる財務の文付金は、活動に力の不らなど。交付金が生じた。可能の文付金は、活動に力がまるで、1840年の大学省に内系を保留され事業に着手でさない事業があるなど。交付金制 選及がマニンがれていることによる財務の交付金は、市町村への直接補助、文部科学省の文付金は、活性の大学者に対し、施設・大学の大学者の大学者では、1840年の大学者の大学者では、1840年の大学者の大学者では、1840年の大学者の大学者では、1840年の大学者の大学者では、1840年の大学者の大学者では、1840年の大学者の大学者の大学者の大学者では、1840年の大学者の大学者の大学者の大学者を持ちませた。1840年の大学者が表しませた。1840年の大学者が表しませた。1840年の大学者が表しませた。1840年の大学者が表しませた。1840年の大学者が表しませた。1840年の大学者が表しませた。1840年の大学者が表しませた。1840年の大学者が表しませた。1840年の大学者が表しませた。1840年の大学者が表しませた。1840年の大学者が表しませた。1840年の大学者が表しませた。1840年の大学者が表しませた。1840年の大学者が表しませた。1840年の大学者が表しませた。1840年の大学者が表しませた。1840年の大学者が表しませた。1840年の大学者が表しませた。1840年の大学者が表しませた。1840年の大学者を表しませため、1840年の大学者が表しませた。1840年の大学者が表しませため、1840年の大学者が表しませため、1840年の大学者が表しませため、1840年の大学者が表しませため、1840年の大学者が表しませため、1840年の大学者が表しませため、1840年の大学者が表しませため、1840年の大学者が表しませため、1840年の大学者が表しませため、1840年の大学者が表しませため、1840年の大学者が表しませため、1840年の大学者が表しませんから、1840年の大学者が表しませんから、1840年の大学者が表しませんから、1840年のよりませんから、1840年の大学者が表しませんから、1840年のよりませんから、1840年のよりませんから、1840年のよりませんから、1840年のよりませんから、1840年のよりませんから、1840年のよりませんから、1840年のよりませんから、1840年のよりませんから、1840年のよりませんから、1840年のようのは、1840年のよりのは、1840年のよりできれる。1840年のよりでは、1840年のよりでは、1840年のようないり、1840年のようないり、1840	への直接補助とすることにより、県、市町村の事務負担の軽減を図るとともに、円滑で安定的な財源確保による市町村の待機児童解消に向けた施設整備計画に大きく寄与するものと考える。	園施設整備交付金交付	学省、厚生労働   市、会津若松   省   市、郡山市、		県千市田大市木西じ徳県大市崎知、東東、市阪、市宮市島、村、県事須県橋三、槻兵、広、世、分九、県東、市原、東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東	○当市でも同様の支障事例があり、文部科学省の予算不足による内示額が圧縮されたため、国庫補助の不足分を市が肩代わりした経	・事業募集や内示時期の統一化・補助対象経費における、幼保の按分方法の明示化 ・補助対象経費における、幼保の按分方法の明示化 等により、事務負担の軽減を図ってきたところである。 今後も更なる事務負担の整減を図っては保険の省ででは、都道所県と法人間間接補助となっている認定こども関施影整備交付金については、都道所県と法人間の補助事業もあるため、市町村への直接補助への変更は困難であると考える。

内阁州(内阁州と)	川水州を	ョンフロー	列金で11 <b>グ</b> 定条/							
提案区分 管理 番号 区分 分	<b>六</b>	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人	制度の所管 ・関係府省 団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	回答欄(各府省)
国 7 区分 分分 161 B 地方に対する規制緩和	彭交	図定こども園施 認 段整備における 厚	₹生労働省部分と文部科学省部 ♂の一本化を図る等の運用の改	認定こども圏の整備に係る交付金について、厚生労働省部分と文部科学省 部分に分かれていることで、一施設の整備の容であるにもかかわらず、事業 者にとっては複雑な投分式で厚労省部分と文科名部分を算出し、また申請に あたっても、市町村の行政機関が教育部分と文科名部分と文科名の別々に申請を行うことで事務処理に結 いても当にはまる。)また申請後の交付決定しあたっても各名の予算確保の 状況等によりた場立時期の計が実決定という状況となり、過去にはなかなか 事業に善できず、工事の第一が選れ、結果がに関回が年度地まりに同じ 合わなかった事例もあった。このように、事業者にとっては過剰な事務や事業 開始に向けての不安定な状況を強いており、このことが事業の展開に支障を 生じさせ、ひいては特殊児童幹消の施策に影響が生じている。 (申請窓口の一元化等事務手様きの簡素化を求めるもの)	補助申請の一元化により、事業者の円滑な申請や交付決定に。 る計画立案が可能なため、スムーズな認定こども園の整備が可	より児童福祉法、認定こども	内閣府、文部科 大阪府、滋賀 学省、厚生労働 県、京都府、		国地名	- 事業募集や内示時期の統一化 ・補助対象経費における、幼保の按分方法の明示化 等により、事務負担の軽減を図ってきたところである。 今後も更なる事務負担の軽減に向けて関係所省と連携を図っていく。
162 B 地方に対する規制緩和	の. と 扱 の.	)整備に係る子もごも・子育て支付授整備交付金人)交付対象の費	・・子育て支援整備交付金の交付対象を「市町村、社会福祉法 、や病院等」に限定せず、運営 とではいる子ども・子育て支援交 は金と同様に市町村の裁量の	病児保育事業については、現在でも保護者ニーズが高く、今後女性就業率の上昇や教育・保育無償化による保育需要の増大に伴い更にニーズが増すものと思われ、府としては充実させていきたい。しかし、病児保育施設の整備促進を目的としている「子ども・子育て支援整備交付金交付要綱」において、交付対象が「市町村、社会福祉法人や病院等」に限定され、NPOなどは対象となっていない。実施するにあたり、多大な費用がかかる施設整備に対する補助が出ないため、意欲はあるものの整備に取り組めないと相談を受けている事例がある。なお、病児保育事業の運営への補助を目的とした「子ども・子育て支援交付金」の交付要綱では、交付対象として「市町村が認めた者」を認めていることからも、整備の補助対象が限定的であることは整合性が図られず、事業の展開に支障が生じている。	多くある。前述のNPOだけでなくこういった多様な実施主体の参 が可能となり、病児保育施設が充実することで、子育て世帯への バックアップが可能となり、住民が暮らしやすく働きやすい、また	第13項、子ども・子育て の 支援整備交付金交付要	働省 府、堺市、兵		旭川市、豊田 市、南あわじ 市、熊本市 の場所保育事業の参入には施設整備が不可欠となっており、交付対象の拡大は一定の二一ズのある当事業の推進に繋がるため、制度 改正の必要性を感じている。 〇当市においては病院に併設した3か所の事業所がある。時に定員を超過し利用ができない事例もあるため、交付対象の拡大は必要と 考える。 〇当市では、現在委託施設として社会福祉法人や病院だけでなく、NPO法人も加わっている。今後例えば病児保育施設にNPO法人が新たに加わることもある可能性が有る場合。補助が出ないことで整備に取り組めないと相談を受けることもあると十分に考えられる。よって、病児保育施設の整備に係る子とも・子育で支援を備安付金の交付対象を下市町村、社会福祉法人や病院等」に限定せず、運営費に係る子ども・子育で支援交付金と同様に市町村の裁量の下、「市町村が認めた者」とされる必要があると考える。	2020年度中に改正する。

			・明正でリガル木/								
		上 上 提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管 団体名 ・関係府省	その他 (特記事項)		<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	回答欄(各府省)
211 B 地方に対する規制緩和	その他	度における適切	「行う際には、実務が円滑に進むよう十分な情報提供と地方との事前協議を行い、地方自治体への影響を検証した上で、導入を進めること。 また、データ標準レイアウト改版	データ標準レイアウト改版では、自治体にて改版内容に応じたシステム改修、 副本登録などの対応が必要になるため、情報連携開始が早まることで作業日数が短くなり、自治体の負担が大きい。 また、7月から次年度のシステム改修等に関した予算調整を行うが、改版内容が確定しないと正確な積算ができない。そのため、見込み額で予算要求をせざるを得ず、他の事業予算を削る必要が生じるなど、影響がある。	ジュールとなることで、自治体の負担軽減が期待できる。	の個人を識別するため	内閣府、総務省は、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、		熊谷市、木田、木田、木田、木田、木田、木田、木田、木田、木田、木田、木田、八市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市	○データ標準レイアウトの修正はメール等で周知されないため、自治体側が能動的にデジタルPMOを確認する必要があり、対応が遅れる可能性がある。自治体の予算要求時期を考慮して、年次改版時期を年度後半にするよう抜本的な見直しを要望する。 ○7月から次年度のシステム改修等に関した予算調整を行うが、改版内容が確定しないと正確な積算ができない。そのため、他の事業予算を削減してシステム改修に要する必要最小限の経費よりも多くの額を見込み額として計上せざるを得ず、市の政策的な投資に対して影響が生じている。 ○データ標準レイアウトの改版に際しては、改版内容の度々の変更が自治体のシステム改修において負担となっている。また、改版に伴うテストの円滑な実施のためには、より早期の方針決定及び情報発信が望まれる。 ○情報連携開始が前倒しになったことにより、精査や改修作業の時間が短時間となり、負担額、実改修作業ともに調整が難しかった。データ標準レイアウト改版の内容が確定していないため見込みで予算措置を行うことになるため、改修内容が大きくなった場合の調整に苦慮している。 ○データ標準レイアウト改版では、自治体にて改版内容に応じたシステム改修、副本登録などの対応が必要になるため、情報連携開始が早まることで作業日数が短くなり、自治体の負担が大きい。 ○当市においてもデータ標準レイアウト改版において、短期間でシステム改修や、機関間テストを行う対応が必要となるなど、負担が大きい。	マイナンバー制度に関する実務が円滑に進むよう、今後とも、データ標準レイアウトの 改版に係る情報については、可能な限り迅速に情報提供を行うよう努めるなど、地方 自治体への十分な情報提供を図って参りたい。 【総務省】 データ標準レイアウトの改版に当たっては、通常、改版実施の前々年の1月に β 版を 公開し、十分な期間を設けて、地方自治体から意見を聴取している。さらに、提出された意見を踏まえた修正を行った上で、改版実施の1年前の7月に確定版を公開し、地方自治体がシステム改修の準備に支障が生じないようにしている。このように、データ標準レイアウトの改版については、これまでも、地方自治体の意見を丁寧に聞き、十分な時間を確保して行ってきたところである。 平成30年の年次改版においては、改版の実施日を7月2日としたところであるが、令和元年の年次改版の実施日については、福祉関係事務に支障が生じないようにするため、地方自治体及び制度所管府省から前倒しするよう要請を受け、関係機関にて協議の結果、6月17日頃に前倒しすることとし、平成30年8月6日に地方自治体に連絡したところである。 このように、令和元年の年次改版の実施日の前倒しについては、地方自治体及び制度所管府省からの前倒し要請という特別な事情によるものであり、今後の年次改版において、大きく時期を変更することは、考えていないところである。なお、令和2年の年次改版の実施日の事前連絡については、地方自治体の予見可能性をさらに高め
212 B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	設の保育従事 者の配置基準 に係る乳幼児の 年齢の基準日	従事者の配置基準に係る乳幼りの年齢の基準日を「誕生日(いる) ゆる満年齢)」として運営している	「一今後、認可外保育施設が幼児教育無償化の対象となるためには、国が定め、記事には、これでは、現代の、記事を登基準を満たす必要がある。現状、都道府県等の指導監督基準においる保育従事者の配置に係る乳幼児の年齢の基準日については、厚生労る働省に確認したところ、「都道府県等の裁量により「年度初日の前日(いわゆる学年)」が「誕生日(いわゆる満年齢)」とし、それに適合する施設を適当と認めたとしても、国の指導監督基準(年齢の基準日を「年度初日の前日(いわゆる学年)」で規定)を満たさない可能性があり、幼児教育無償化の対象とならない可能性がある。都道府県等の指導監督基準を満たした施設が適切に幼児教育無償化の対象となるために、認可外保育施設について、保育従事者の配置基準に係る乳幼児の年齢の基準日を「誕生日(いわゆる満年齢)」として運営している施設が国の指導監督基準を満たしている旨の解釈を明確にすること。		認可外保育施設に対する指導監督の実施について(別添)認可外保育施設指導監督基準(平成13年3月29日雇児発第177号)			市、大阪市、南	○認可外保育施設においては、5年間の経過措置以降は国の指導監督基準を満たしていることが無償化の条件となることが定められていることから、県の裁量により年齢の基準日を「誕生日(いわゆる満年齢)」としている場合でも、国の指導監督基準を満たしていることが明確である必要がある。 ○国の指導監督基準によって運用しているため、提案のような支障は想定していないが、無償化に関連した重要な課題であると考えらるため、解釈の明確化が必要である。	扱いを、公定価格における取扱いを含め、年度の初日の前日における満年齢とする認可保育所の取り扱いを準用している。
223 B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	休日における共同保育の実施可能化	通じて行うことが加算要件となっている休日保育加算について、 自治体内の複数施設がローテーションで休日保育を行う場合で	施すること」となっており、1つの施設が年間を通じて日・祝日に開所する必要   E   があるが、園長や保育士に負担がかかり担い手の確保も難しい。   9	展育士の担い手が少ない地域においても、地域の実情に応じたは 日保育が実現し、住民サービスの向上に資する。また、保育士の 労働環境改善につながり、保育士不足の解消につながることが期 等できる。	園法、子ども子育て支援	内閣府、厚生労働省	九州地方知事会共同提案(事務局:大分県)	市、豊田市、南あわじ市、広島	○休日保育を実施している園からは園長や保育士の負担が大きく、処遇の改善をしたいといった意見がある。要件が緩和されることで、休日保育の提供出来る施設が増える可能性があるため、希望する。 ○休日保育の提供出来る施設が増える可能性があるため、希望する。 ○休日保育加算の要件は「年間を通じて開所する施設を市町村が指定して実施すること」となっており、実質的に年中無休状態となってしまい、園長や保育士に負担がかかる。 本市において休日保育を実施する施設は、休日保育加算要件(年間を通じて開所)を満たさないことから、保護者から利用料を徴収し、休日保育を実施している。	「休日保育加算における年間延べ利用子ども数には、休日保育対象施設の認定子ど

Part	提案区分										
Column   C	番号		求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等		その他 (特記事項)			回答欄(各府省)
	番号 区分 226 B 地方に対す そ	(事項名) その他 認定こども園施 設整備交付金 等の申請に係る	認定こども園の整備に係る交付金の窓口を一本化する等、手続きの簡素化を図ること。	・認定こども園に係る交付金は、一つの施設に対し、幼稚園機能部分は文科 省、保育所機能部分は厚労省から支給される仕組みとなっており、交付申請 等の際も同じような申請を文科省、厚労省にそれぞれに提出する必要があ る。 そのため、事業者、市町村、県は同一の資料を用意し、別々の窓口に提出し なければならないなど、過度な事務負担を強いられている。 ・文科省分の交付金については要綱に基づく間接補助、厚労省分の交付金 については法律に基づく直接補助となっており、両省で交付金の流れが違う ことで、市町村が交付申請を都道府県と国に対してそれぞれ作成せねばなら ないなど分かりにくい制度となっている。 ・両省の内示の時期にもずれが生じており、内示後でないと工事への着工が 許されていないことから、工期の適正な管理に支障をきたしている。(平成30	(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等) 交付金に係る窓口を一本化する等により、手続きの簡素化が図られ、事業者、市町村、県の事務の効率化が期待されるとともに、事	原童福祉法56条の4の 3、保育所等整備交付金 交付要綱、認定こども園 施設整備交付金交付要 綱、保育所等の整備、防 音壁整備及び防犯対策 の強化に係る整備計画 協議要綱、認定こども園 施設整備交付金に係る	中関係府省 内閣府、文部科 九州地方知 学省、厚生労働 事会 省	(特記事項) 九州地方知事会共同 案	・	○協議書の提出は厚労省と又料省に分けて提出するが、样或は同じものである。そのため、一方の省から修正依頼があると、修正後の検索をもう片方の省にも送付する必要がおり事務が繁殖になる。窓口を一本化することにより、国内の未砂の重にが誘い着ると、修正後の対が変となった。とい、民権のの大きの当時を全に対して、原労省と同様に直接傾向にするとことにより、国内の未砂の重要の事物の利率化が開音となるため、現状は、異の交付決定後り、円滑が施設整備が開待できる。 (の施設の整備については、保育時相も部分と効相圏相当部分が利益している。また、平成の中度において効権関係の方の事業者と自治体の双方に相当の予者負担が生している。また、平成の中度において効権関係がの申請時期からで、日本の主ないため、日本表所は保育所部から報告であるため、日本表所は保育所部から報告である。 (の施込の整備については、保育所相も部分と効相圏相当部分と分けて、それぞれ厚労省と文料省に申請する必要があり、また、協議のスケジュールが違うため事業者と自治体の双方に相当の予者負担が生している。また、平成の中度において効権関係がの申請時期からで、日本表所は、カーロ・アルカンでは、大きないか、日本表所は保育所語から解出からごけては、本色ですった。日本表所は、カーロ・東京教の主ないます。日本の事情があるとなり、事業者、市部付れ、関にとつて事務負担が大きない。文学体の交付を主いいては、法律に基づら解析が、原体で交付をの変れが重えた。このを備に2種がの申請さや業機能も置を作成する必要があるため、事業者、市部付れ、関にとつて事務負担がよるといる。日本をから、「本学者、市が付けて現るから、事業者、市が付け、大きないない。日本をから、「国体を交付を必要がある。との、事業者、市が付け、国体の支持をあり、国体交付を受かる。ため、事業者、市が付け、大きないない。国体交付を受かる。これを向いまたが、日本を持て現るといる、「本学者、保存性の表しい」とは、対す関係とのでは、日本の事をが持て現るの表がある。そのと、要者者、市が付け、日本の事をが持て現るといる。日本の事をが持て現るといる。日本の事をが持て現るといる。日本の事をが持て現るといる。日本の事をが持て現るといる。日本の事をが持て現るといる。日本の事をが持て現るといる。日本の事をが持て現るといる。日本の事をが表すまたのより、要は自然の事がある。そのより、要は自然の事が活で現るとの、日本の事を対して現るといる。日本の事を対して現るといる。日本の事をが表している。日本の内事に対している。日本の内事に対している。日本の内事に対している。日本の内事に対している。日本の内事に対している。日本の中事に対している。日本の内事に対している。日本の内事に対している。日本の中事に対している。日本の内事に対している。日本の中事に対している。日本の内事に対している。日本の内事に対している。日本の内事に対している。日本の内事に対している。日本の内事に対している。日本の中事に対している。日本の内事に対している。日本の中事に対している。日本の内事に対している。日本の内事に対している。日本の中事に対している。日本の内事に対している。日本の内事に対している。日本の内事に対している。日本の内事に対している。日本の内事に対している。日本の内事に対している。日本の内事に対している。日本の内事に対している。日本の内事に対している。日本の内事に対している。日本の中事に対している。日本の内	認定こども園に係る施設整備の事務手続においては、 ・事業募集や内示時期の統一化・事前周知の徹底 ・協議様式の統一化 ・補助対象経費における、幼保の按分方法の明示化 等により、事務負担の軽減を図ってきたところである。 今後も更なる事務負担の軽減に向けて関係府省と連携を図っていく。

			, 岬走で11 700年/ 						T		
提案区 管理 ————————————————————————————————————	分 ————	提案事項	求める措置の具体的内容	   具体的な支障事例	制度改正による効果	根拠法令等	制度の所管 団体名	その他		<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)> 	回答欄(各府省)
番号   区分	分野	(事項名)	New Old East (Man 1)		(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	INICIA IT IT	-関係府省 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	(特記事項)	団体名	支障事例	
237 日 地方に対する規制緩和		算 I 」の認定に 係る勤務証明書 の発行・収集業	必要となる保育士等の職員の勤務状況確認について、全国一律で保育士の勤務状況のデータベース化を図り、そのデータで加算認定ができる仕組みの構築や、現在勤務証明書が収集できない場合に例外的に認められている年金加入記録等での確認を通常の運用とする等、経験年数	「処遇改善等加算 I 」の認定のためには、各保育施設等が解たに雇用した保育生等に動機を対象で確認する必要があり、各保育施設等が新たに雇用した保育治等が動務した施設が発行する勤務証明書を自治体が確認し、加算の認定を行っている。 しかし、算定の対象となる施設等でのキャリアの全期間を確認するためには、当該期間の全ての勤務証明書を独立して新規施設を増設している中で保育士等の他法人への転職も多く、自治体の確認作業が膨大なものとなっている。また、保育士等にとっては、転職する度にこれまで勤務した職場の勤務証明書を提出する必要があるが、前職場がなくなっている等の場合はその期間の勤務の確認が困難となる場合があり、また、施設としても、退職した職員分の証明の再発行作業を長期間強いられることとなる。 現在、全国展開している保育等事業者も多く、全国一律で対応する必要の過ると考えており、保育士部やアル選の改善を図っていることから、例えば、国のもと全国・律で保育上の勤務状況のデータペース化を図り、保育士証やキャリアアンブ研修の受講記録等を集約し、そのデータで加算認定ができる仕組みの構築や、年金加入記録等だけで保育士等の加算認定ができるよう制度を改正する等、経験年数確認の事務負担の軽減を求める。	つながるとともに、保育施設等の証明書発行にかかる事務負担軽   な  減につながる。   (  また、「処遇改善等加算 I 」の認定にかかる自治体の事務負担軽   (	子ども・子育て支援法公定価格に関するFAQ(とののでは、12(12)(14)(15)(15)(15)(15)(15)(15)(15)(15)(15)(15	学省、厚生労働 県、京都府、 京都市、大阪		市倉豊市槻市島じ広市、川、市市田吹、東町島大、市の富大、根では、東町島、市、東町島、市、東町島、根では、大田、大村市の東京、村田、村市の東京、村田、村市の東京、村市の東京、村市の東京、村の東京、村の東京、村の東京、村の東京、村の東京、村の東京、村の東京、村	〇当市でも、保育士等対象職員が他法人への転職や出産に伴い退職し、別法人へ再就職する等により前歴証明が毎回必要となる状況が増えており、その都度全ての証明書を整える事は保育士等対象職員にとっても負担が増大している。また、その確認作業を行う自治体	士に限らず、全ての常勤職員であり、また、その職歴も保育所に限らず学校教育法第 1条に定める学校等での経験年数も合算するものとしていることから、保育士の勤務 状況だけをデータベース化したとしても、必ずしも事務負担の軽減に繋がらないと考 える。 また、「公定価格に関するFAQ(よくある質問)(Ver.12)」の127においてもお示しして いるとおり、個々の職員の勤続年数の確認に必要な書類については、国として一律 の証明書を求めるものではなく、職歴証明書、雇用保険加入履歴や年金加入記録な
276 B 地方に対する規制緩和		業の確認の効	について、特定教育・保育施設型と同様、施設の所在市町村が確認を行うことで無条件で全国	子ども・子育て支援法においては、児童が居住市町村外の地域型保育事業 (小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業など)を利用するに は、居住地の市町村が、事前に施設の所在市町村の同意を得たうえで、当該 施設要件等の確認(法第43条)を行う必要がある。 しかしながら、実際の利用決定は、それぞれの市町村の利用調整の担当者 の間で調整し決定しており、利用の決定後、利用開始前までの間に、上記の 同意や確認を行う必要があるが、利用決定を追認する形となり、形骸化して いる。 本市及びその周辺の市町村においては、各市町村の区域を越えた通勤等が 一般的であり、それに伴って地域型保育事業についても、居住する市町村の 区域外での利用も行われていることから、同意や確認については事務的に煩 雑であり、事業者や市町村の負担となっている。	減することができる。また、施設にとって、手続きの簡素化を図り、 利便性の向上が見込まれる。 なお、地域型保育事業の広域利用の手続きは、教育・保育施設と 同様に、居住地の市町村と施設所在の市町村間で行うものである ため、支給認定漏れや給付漏れといった新たな支障は生じないも のと考える。		内閣府、厚生労 指定都市市長会		市、池田市、南 あわじ市、広島 市、松山市、熊	〇当市及びその周辺の市町にでは、各市町の区域を越えた通勤等が一般的であり、それに伴って地域型保育事業についても、居住する市町の区域外での利用が一般的に行われている。現行では、地域型保育事業の確認の効力が確認を行う市町村の区域に限定されていることから、広域的な利用を行う場合には、他自治体との同意を得る必要がある。当市は事業者の事務負担の軽減が議会質問等様々な機会を通じて、要望されており、通知による簡便な方法を実施しているが、各市町と調整の上、同意を不要とする旨の同意書を作成し、確認申請書類を各市町と受送付する事務等が発生し、市町間での調整業務(協定書の内容についての確認、修正等)が事務負担となっている。先般、子ども・子育て支援法の改正があり、「特定子ども・子育て支援施設等の確認」が追加されたが、これに関して他自治体の同意の必要性が無く理解に苦しんでいる。 〇当市において、現在まで、地域型保育事業の広域利用はないものの、発生した場合の事務負担に鑑み必要と考える。 〇事業所内保育事業について、同意を不要とする旨の同意書を作成し、確認申請書類を各市町村へ送付する事務等が発生し、市町村	を念頭に置いていないことから、地域型保育事業者の確認に係る効力については、 当該確認をする市町村長がその長である市町村の区域に住所を有する者に限られ ている。これにより、事業所の所在地市町村の域外の住民が利用する場合に、市町 村の調整等が行われることが制度的に担保されている。 ご提案については、このような地域型保育事業の本来の趣旨を十分に踏まえて、慎 重に検討すべきと考えている。 なお、本規定に基づき必要な手続については、「子ども・子育て支援新制度における

I. 1101113			『調登を <b>仃</b> フ掟条 <i>》</i> ─────								
管理 番号	提案区分		求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管 ・関係府省 団体名	その他 (特記事項)	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	回答欄(各府省)
	区分 分	定こども園に係	制度及び施設整備の所管の内閣 関係の一元化を求める。	特に保育室やトイレなどの共用部分については、便宜上、定員等による按分	幼稚園相当部分の区分をなくし、窓口を一本化することにより、同 一の内容で2か所に協議・申請する手間や、煩雑な按分計算、修	3、保育所等整備交付金 交付要綱、認定子ども園	金 学省、厚生労働 長会 園 省		札市島市新県田大市泉西じ島市知市本宮市事幌、県、潟、市阪、市宮市根、県、市協、会市、県、海、市、市、県、大、市、県、安・大、市、県、大、市、県、安・大、市、県、安・大、市、県、安・大、市、県、安・大、市、県、安・大、市、県、安・大、市、県の高・市・大・市の、市・大・市の、市・大・市の、市・大・大・、市、県の、大・、市、、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	○施設整備にかかる事務手続きや補助金の算定方法が、保育所相当部分と幼稚園相当部分でそれぞれ分かれていることにより、補助金計算や申請などの事務が煩雑になっている。 ○協議書の提出は厚労省と文科省に分けて提出するが、様式は同じものである。そのため、一方の省から修正依頼があると、修正後の	- 事業募集や内示時期の統一化・事前周知の徹底 - 協議株式の統一化 - 補助対象経費における、幼保の按分方法の明示化 等により、事務負担の軽減を図ってきたところである。 今後も更なる事務負担の軽減に向けて関係府省と連携を図っていく。

	CI知道机	甘とい同じ	<b>뒝</b>									
提案区 管理 番号	区分	上 上 提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	· 根拠法令等	制度の所管 ・関係府省	団体名	その他 (特記事項)		<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	回答欄(各府省)
番号 区分 286 B 地方に対する規制緩和 3 2 2 3 2 3 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3		(事項名) 企業業にの有 型係迅速	企業主導型保育事業の助成決定に係る(公財)児童育成協会ないし事業実施者から市町村への迅速な情報提供を求める。	企業主導型保育事業について、(公財) 児童育成協会から市町村定の情報提供が遅れたために、既に開設している当該保育施設でいる当該保育施設でいる。	(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等) 一への助成決 利用希望者に対して正確な情報提供ができるようになり、待機上を利用希望 童の解消に資する。	児・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 関係府省	大阪市	(特記事項)	市浜大市木市取広市崎、市浜大市木市取広市崎県、市、市阪、市、県島、県、田川、棚宮庫島、本宮県崎大市田県根松市崎、林、県山、市、東山、市、東山、市、東山、市、東山、市、東山、市、東山、市、東山、市	支煙事例  ○幼児教育・保育の無偿化に伴い、当該施設・事業を利用する認定保護者への給付が事業開始日から行われるためには、認可外施設 については、事業開始日までに、都道麻原への届出・市町村の確認が行われている必要があることから、都道麻原に対しても迅速な対 保険を表める。  ○企業主事業保育事業の世球枠利用書の中に認可施設に入所できなかった体機者がいる。地域体の把握や空を状況との情報を把ていない。  「会社の大きの場合というない。」  「会社の大きの場合というない。」  「会社の大きの場合は、企業主事場保育事業の質問をした際の回答に時間が掛かる場合が多く、その回答も不明確な場合 の本市が同様に、児童育成協会に企業主事場保育事業の質問をした際の回答に時間が掛かる場合が多く、その回答も不明確な場合 の本市が同様に、児童育成協会に企業主事場保育事業の質問をした際の回答に時間が掛かる場合が多く、その回答も不明確な場合 の本市が同様に、児童育成協会に企業主事場保育事業の質問をした際の回答に時間が掛かる場合が多く、その回答も不明確な場合 の本市が同様に、児童育成協会に企業主事型保育事業の質問をした際の回答に時間が掛かる場合が多く、その回答も不明確な場合 の本の必要をにおいては、内示については情報提供を求める。 〇児童育成会からのからは、正述をは、自然をでは、自然を必要した。日本のは、自然を受けた空を度の5月~6月頃まで一切行われず、以下のような多様の問題が生じている。 ①豊音族において、管内で実施しなる自然を受けても、当業事業者が企業主導型保育事業を含めらからない。 34特徴に対象の受け回上にで適合けられている事業者の形態ができない。 ②地域住民や施設利用者から問合と世帯を受けても、当業事業を対しまして、自然を提供できない。 34特徴に監めの第定に正確に反映できているかどうか不明確 の分表を対し、第一年で、一定では、自然で、一定では、自然で、一定では、自然で、一定では、自然で、一定では、自然で、一定では、自然で、一定では、自然で、一定では、自然で、一定では、自然で、一定では、自然で、一定では、自然で、一定では、特徴に対している。利用格定者に対している。利用格定者に対している。利用格で者は、対しては、自然を背談を用している。 30年度は、特別では、自然では、自然では、自然では、自然では、自然では、自然では、自然では、自然	平成31年3月18日に公表された「企業主導型保育事業の円滑な実施に向けた検討 委員会報告」において、 ・施設の適切な運営や緊急時の円滑な対応に資するよう、各施設が自治体に対し、 定員・利用者・従事者等の状況を定期報告する仕組を検討するべきである。 とされており、報告を踏まえ、 ・実施機関から自治体へ保育施設の助成決定等を情報提供 「各保育施設から自治体へ利用者情報の提供を徹底 することなどについて、現在具体的に検討を進めているところである。
293 B 地方に対する規制緩和		地監査の効率 的な実施方法の 周知等について	も園の実地監査について、監査内容の弾力的な運用を検討するにあたり、好事例や留意事項を示すなど、効率的な実施方法を問知していただきたい。	ることとされている。さらに認定こども園など複数の施設の実地監 から、監査を実施する自治体の負担になっているとともに、監査を	査内容の簡 しつつ、どの 必要である 適査を行うこ が増えること 安全対策を 記など適切な 要時間は 2 り)	るこ  条、就学前の子どもに関	目 学省、厚生労働 省 、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	山県		市、石川県、豊 橋市、大阪府、 八尾市、南あわ じ市、広島市、 松山市、宮崎県	〇実地監査の対象施設が増加する一方で、人員や時間は限られており、年1回以上実施することは、年々困難になっている。 〇認可保育所・認定こども園の指導監査と、認可外保育施設の立ち入り調査を行う部署が分かれており、提案団体と同様の状況ではないが、子どもの安全確保、保育の質の向上等の観点から、指導監査、立ち入り調査で行う確認・指導等に求められるものは年々高度化しており、事務負担軽減の点から、実地監査の効率的な実施につながる対策が必要である。 ○認定こども園に対する「建学の精神に基づく特色ある教育活動の展開を踏まえた対応」など、対象や内容を明確に示していただきたいの当果においても、提案団体と同様、保育所等に対する実地監査が多大な負担となっており、その実施方法の効率化が課題である。(終監査対象施設数(中核市実施分除く)・・保育所・162、幼保連携型認定こども園。86(1施設当たりの所要時間は1~2時間)計 271施設)の当市でも保育園、認定こども園、地域型保育事業所の施設数が年々増加しており、実地監査の効率化が必要であり、好事例や留意事項を提示いただければ業務負担の軽減につながる。 ○当県においても、提案団体と同様、弾力的な指導監査の実施方法等について、検討を行っているところであり、今後の検討に資するため、弾力運用の具体的な内容や留意事項、さらには、優良事例等を示していただきたい。 ○当県では、今和元年5月30日付け厚生労働省子ども家庭局保育課からの事務連絡「児童福祉法に基づく保育所等の指導監査の効率的・効果的な実施について」により、実地で行う監査対象件数が大幅に増加したことで対応に苦慮しているところ。各施設種別毎に実地登査の効率的・効果的な実施だっている立入調査について、実地だけではなく、実地や書面、集団指導など、地方の実情に合せた実施ができるよう、対方自治体が自ら判断できるようにされたい。	指導監査の効率的かつ効果的な実施状況等に関して調査を実施したことを踏まえ、 都道府県等に対し、「児童福祉法に基づく保育所等の指導監査の効率的・効果的な 実施について」(令和元年5月30日付け事務連絡)により、当該調査結果及び都道府 県等における指導監査の効果的・効率的な取組の実施例をお示し、効率的かつ効果 的な指導監査の実施に努めていただくようお願いしたところであり、対応済み。 引き続き、都道府県等が保育所等の指導監査の際に提出を求めている書類等を精 査した上で、監査事項の具体化・明確化を図るなど、更なる指導監査の効率的かつ 効果的な実施のための方策を検討していく。
294 B 地方に対する規制緩和		の配置基準緩 和可能地域の 明確化	中山間地その他の地域で病児保育の利用児童の見込みが少ないと市町村が認めた上で、医療機関併設型で定員2人以下の場合」には、配置基準を緩和して実施できることとされているが、「離島・中山間地その他の地域」を明	保育士及び看護師等職員の配置が条件付きで緩和されていると 他方、要綱上当該緩和は「離島・中山間地域その他の地域」が対 おり、「その他の地域」に具体的に含まれるかどうかについては明	学院となって 対策になって 対理は も、「その他		内閣府、厚生労働省	<b>企武町</b>		南あわじ市		「病児保育事業の実施について」(平成27年7月17日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)において、病児が安心して過ごせる環境を整えるために、「保育士及び看護師等の2名以上の体制で行うこと」を原則としている。「その他の地域」とは、離島・中山間地のほか、事業の安定的運営を行うため、病児保育の利用児童の見込みが少ないと市町村が認めた地域と明確化しており、この場合、例外的に、定員2名以下の医療機関併設型で病児保育事業を実施する場合のみ保育士・看護師等職員の配置基準を緩和できることとしている。提案団体の要望内容は、「その他の地域」にはあたらないため、原則どおりの対応とされたい。

管理	提案	区分	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容		制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	In the st. A bit	制度の所管 ・関係府省 団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	回答欄(各府省)
番号	区分	分野			具体的な支障事例 		根拠法令等			団体名   支障事例	
	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	における一時預 かり事業の対応 の明確化につい て	について、里帰り出産時等など、 居住地の保育所に入所・在籍し ている乳幼児を居住地外の保育 所等でも受け入れ可能かどうか 明確にするとともに、受け入れた 場合の補助金の全国統一単価	里帰り出産等で里帰り先に帰った保護者は、自治体による児童福祉法の解釈によって、居住地の保育所等を退所(園)しなければ、一時預かり事業を利用することができない場合がある。仮に退所した場合、里帰り出産後に居住地の保育所等に再度入所できるとは限らず、利用者は退所(園)に踏み切ることができない。また、自治体の判断によって、居住地の保育所等を退所(園)せずとも一時予かり事業の対象とすることができるものの、一時預かり事業に係る広域利用の場合の補助金や入退所に伴う施設型給付の取り扱いについては不明瞭である。	時預かりが可能かどうか、また居住地の保育所等の入退所の取り扱いが明確となることで、法の解釈で今まで実施していなかった自治体でも一時預かり事業を実施することができるとともに、自治体間調整が不要となり事務負担が軽減されることで広域利用が進むことから、産前産後の身体的な負担を軽減し、産み育てやすい環境が整備され、子育てしやすい社会の実現に貢献することとなる。	12、児童福祉法施行規 則第36条の35第1号	内閣府、厚生労働省 鳥取県、日海県、田海県、田海県、田海県、田海県、田海県、田海県、田海県、田海県、田海県、田		あわじ市、米子 市、山陽小野田 市 (○当団体においても同様の実態があり、保護者の不利益になることが生じる場合もある。制度の明確化が必要と考える。 〇当市においては、在籍児童でない場合だけ、里帰り出産での一時預かりを受け入れしてる。(同一児童に二重給付と考えるため)提案 自治体の制度の効果に賛同できると考えるため、明確化されることを要望する。	一時預かり事業については、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく、地域子ども・子育て支援事業として、市町村が地域の実情を踏まえて実施しており、当該市町村の子どもが対象となることが原則。 一方、事業実施に係る要件等は、「一時預かり事業の実施について(平成27年7月17日)」(以下、「実施要綱」という。)において全国統一的に定められているが、実施要綱上の対象児童は、「主として保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない、又は在籍していない乳幼児」としており、ご指摘の里帰り出産の場合でも、地域の実情に応じて対象とすることは可能である。なお、里帰り出産のために保育園を退園した後、当初利用していた園に戻れるかについては、他の利用者の申し込みの状況や園の定員等により左右されることとなるが、市町村の判断で、当初利用していた園に優先的に利用調整していただくことは可能な取扱いとなっている。